

大津市障害者自立支援協議会 入浴支援プロジェクト
自宅浴槽で入浴が困難な重度心身障害者の支援に関する提言書

平成 23 年 9 月 16 日

提言

- ① 個別支援計画に基づく入浴回数の保障（最低週 3 回）
- ② 入浴に関する統一したアセスメント票の導入
- ③ 施設入浴サービスの見直しと新たなサービスの検討
- ④ 利用料の自己負担金の減免
- ⑤ 機械浴槽等を借りたヘルパーによる入浴支援の推進

1. はじめに

入浴は身体の清潔を保ち、血行を良くして緊張を緩和して肉体的にも精神的にもリラックスさせる効果がある。身体に重い障害をもつ人の入浴には様々な支援や工夫が必要となるが、それが十分に提供されない場合、入浴する機会が制限されることになる。

大津市では自宅浴槽における入浴が困難な人に対して、自宅に簡易浴槽を持ち込む訪問入浴サービスや機械浴槽のある施設において入浴する施設入浴サービスが展開されている。

しかしながら現状では障害をもつ人の入浴に対するニーズに十分に答えられていない部分がある。また、大津市障害者自立支援協議会では平成19年度に入浴支援に関するプロジェクト会議を行い大津市内の施設にある機械浴槽の開放を行いヘルパーが入浴支援を行う案も提案されたものの、実際の利用は進んでいない状況がある。

そこで、大津市障害者自立支援協議会では自宅浴槽において入浴が困難な人の「お風呂に入りたい」というニーズを実現するために必要な支援体制をどのように構築するか、プロジェクト会議を立ち上げ半年間検討を重ねてきた。その結果、今回5つの提言をすることになったので報告したい。

2. 提案の背景

(1) 入浴支援の方法

入浴に介助が必要な人の支援として以下の3つの方法がある。

① 自宅における入浴（居宅介護を利用）

自宅浴槽を利用して、障害者自立支援法における居宅介護（身体介護・重度訪問介護）を利用してヘルパーが入浴介助を行う。利用者の状況に応じヘルパー1人または2人の体制で行っている。

② 自宅における入浴（訪問入浴＜簡易浴槽等の持ち込み＞を利用）

移動入浴車などにより浴槽を持ち込んで入浴介助を行う。サービス提供時における標準的な支援者の構成は3人で、ヘルパーのみで構成される場合と、看護師1人、ヘルパー2人で構成される場合がある。

③ 施設等にある浴槽等を利用した入浴。

生活介護事業所等にある入浴設備を利用して入浴介助を行う。事業所の職員が生活介護事業や施設入浴サービスとして入浴介助を行う場合と、事業所施設の入浴設備を借りてヘルパーが入浴介助を行う場合とがある。

なお、重度の身体障害等があり自宅浴槽での入浴が困難な人に対して行われているサービスは以下の表の通りである。

サービス名	サービス内容	市内在住の方が利用している事業所	利用回数	利用者負担
心身障害者訪問入浴サービス (地域生活支援事業)	浴槽付きの車両により、心身障害者の居宅を訪問し入浴介護を提供する。	4箇所 *湯ず*ラ・ケア *アースサポート *アサヒサンククリーン	週2回	500円 (生活保護世帯は0円)
心身障害者施設入浴サービス (大津市単独事業)	居宅において入浴することが困難な重度の心身障害者を機械浴槽のある病院または診療所へ移送して、入浴介護を提供する。	2箇所 *坂本デイケアセンターすみれ *坂本民主診療所	月2回	
障害者入浴支援サービス (大津市単独事業)	心身障害児者をやまびこ総合支援センターへ移送して、施設内にある機械浴槽を利用して入浴介護を提供する。	1箇所 *ひまわりはうす	週1回程度	
生活介護 (介護給付)	生活介護のサービスの一つとして事業所内の浴槽にて入浴介護を行う。	3箇所 *坂本デイケアセンターすみれ *まちかどプロジェクト *湖南ホームタウン(守山市)	週1回程度	生活介護の利用料に含まれる
施設にある機械浴槽等を借りて身体介護又は重度訪問介護でヘルパーが入浴支援を実施 (介護給付)	心身障害者が機械浴槽を有する施設にヘルパーが付き添って行き、浴槽を借りて入浴介護を提供する。	施設を開放している事業所(資料1) *やまびこ支援センター *坂本デイケアセンターすみれ *びわこ学園医療福祉センター草津内地域交流センターみなも(草津市) *大津市立障害者福祉センター (まちかどプロジェクトも検討中)	個別支援計画に基づく回数	施設への利用料とヘルプの利用料が必要

(2) 大津市の自宅浴槽で入浴が困難な人への支援の現状と課題

自宅浴槽で入浴が困難な場合、利用者・家族と相談支援専門員が検討を重ねながら、先ほど表で説明した各サービスの利用を調整することになる。

しかしながら、自宅浴槽における入浴が困難と判断する客観的な基準等がないため、サービスの申請や調整等の検討に時間がかかる場合がある。

また、自宅浴槽で支援者が無理をしながらも入浴支援をしている場合もあり、見直しが必要でありながら客観的な基準等がないため、進まない場合もある。入浴支援の検討に関して大津市内で共通したガイドラインの作成が必要な状態である。

なお、各入浴支援のサービスの利用者数と課題は以下の通りである。(利用者数は平成 22 年度 10 月現在)

サービス名	利用者数	課題
心身障害者訪問入浴サービス	11人	<ul style="list-style-type: none"> ・利用対象者の要件があり、学校に通っている児童や生活介護事業での入浴等を利用している場合は原則利用できない。また、他の入浴支援サービスとの併用が原則認められていない。 ・予算上確保されている回数が週2回である。 ・生活保護世帯以外、利用料の減免がない。
心身障害者施設入浴サービス	6人	<ul style="list-style-type: none"> ・他の入浴支援サービスとの併用が原則認められていない。 ・大津市の単独事業であり、予算上確保されている回数が月2回までである。 ・施設入浴支援の事業を行う際に看護師の配置が必要とされているため、看護師確保困難な事業所は実施できない。 ・生活保護世帯以外、利用料の減免がない。
障害者入浴支援サービス	15人	<ul style="list-style-type: none"> ・大津市の単独事業。受託事業所が他の事業と兼務している等の理由から、利用者1人当たり週1回程度の利用のみに留まっている。 ・生活保護世帯以外、利用料の減免がない。
生活介護	26人	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の体制上、利用者1人当たり週1回までしか利用できない事業所が多い。 ・入浴支援を実施している事業所が大津市内に2か所しかない。
施設にある機械浴槽等を借りて身体介護又は重度訪問介護でヘルパーが入浴支援を実施		<ul style="list-style-type: none"> ・施設で入浴中に事故が起きた際の責任の所在の検討が不十分である。 ・ヘルパーが機械浴槽等の取り扱いに熟知するまで時間がかかる。 ・施設開放が可能となる夕方の時間帯はヘルパーの確保が困難。 ・施設までの移動手段の確保が必要。 ・施設を借りられる時間に制限がある。

3. 提言の内容

大津市内の自宅浴槽で入浴が困難な人の現状と課題を解決するために以下の5つの提言を行う。

① 個別支援計画に基づく入浴回数の保障（最低週3回）

自宅浴槽で入浴が困難な人に対して、個別支援計画に基づく入浴回数の保障（最低週3回）ができるようにする。現在大津市にある入浴サービスを複数組み合わせることで利用できるよう整備する。

② 入浴に関する統一したアセスメント票の導入

自宅浴槽で入浴が困難になってきた人の支援を検討する際に大津市内の相談支援専門員が共通した入浴に関するアセスメント票（資料2参照）を利用することで、迅速かつ適切にサービスの申請や利用ができるようにする。（資料3参照）

また、学校に通学している児童に関してもアセスメントにより自宅浴槽での入浴が困難と判断された場合は訪問入浴サービスの利用ができるようにする。

③ 施設入浴サービスの見直しと新たなサービスの検討

現状の心身障害者施設入浴サービスは看護師の配置等が求められるなど事業要件が多くあること、また大津市の単独事業のため市が運営費を全額負担していること等から、事業の拡大が困難である。

そこで、施設入浴サービスのあり方を検討して、より利用しやすい方法を整備する。例えば大津市の日中一時支援事業に入浴加算を新設して、自宅浴槽での入浴が困難である者に対し施設での入浴支援を行えるようにする。

④ 利用料の自己負担金の減免

訪問入浴や施設入浴の自己負担金を非課税世帯も0円にする。

⑤ 機械浴槽等を借りたヘルパーによる入浴支援の推進

施設にある機械浴槽を借りてヘルパーが入浴支援をする際は移動支援と身体介護の制度を利用して行う。浴槽を借りる際には事前に利用者が施設に対して利用登録を行い、事故が起きた際の責任等を関係者で確認しておく。

4. おわりに

重度の身体障害をもつ人の入浴支援に関して当事者や関係機関から改善してほしいとの声が上がっていた。当プロジェクトでは入浴の機会を少しでも多く保障するためのより良い方法の検討の議論を重ねてきた。「お風呂に入りたい」という声に対して、今回の提言を通して対象者や利用回数等の拡大が実現できることを願いたい。

* 入浴支援プロジェクト会議等の実施

年月日	主たる討論
平成22年9月16日	平成19年度のプロジェクト会議の振り返り 自宅浴槽で困難な方の入浴支援の現状確認
平成22年10月20日	まちかどプロジェクトからの報告と課題整理
平成23年1月24日	入浴支援全般の課題整理
平成23年2月23日	今後の入浴支援のあり方の検討
平成23年3月10日	提言書作成に向けての検討、ミスト浴の見学
平成23年7月7日	提言書作成に向けての検討

* 入浴支援プロジェクト会議委員会名簿

所属	役職	名前
大津市障害福祉課	主査	目片善比古
大津市障害福祉課	主事	窪田裕行
知的障害児者生活支援センター	相談支援専門員	松岡啓太
知的障害児者生活支援センター	自立支援協議会事務局	越野緑
大津市障害者生活支援センターいるか	相談支援専門員	立岩祥子
障がい児者相談支援センターみゆう	相談支援専門員	坂本彩
びわこ学園医療福祉センター草津	ケースワーカー	富田美穂
坂本デイケアセンターすみれ	サービス管理責任者	藤木一範
ひまわりはうす	サービス管理責任者	神戸俊也
まちかどプロジェクト	生活支援員	谷可奈子

資料 1

・開放施設一覧

施設名	浴槽タイプ	利用料	付帯設備
大津市立 やまびこ総合支援センター	ストレッチャーを使用し、仰向けフラット状態での入浴が可能な機械式浴槽。洗い場から浴槽までストレッチャー上部のリクライナーの平行移動が行え、そのまま入浴できる。	500円	○移動式介助用リフター設置 ○パネルヒーター完備
坂本デイケアセンター すみれ	ストレッチャーを使用し、仰向けフラット状態での入浴が可能な機械式浴槽。洗い場から浴槽までストレッチャー上部のリクライナーの平行移動が行え、そのまま入浴できる。	500円	○移動式介助用リフター設置 ○パネルヒーター完備
まちかどプロジェクト	ストレッチャーを使用し、仰向けフラット状態での入浴が可能なミスト式機械浴槽。洗い場から浴槽までストレッチャーの平行移動が行え、そのまま入浴できる。	未定	○移動式介助用リフター設置 ○浴室暖房あり
びわこ学園医療福祉センター草津 地域交流センターみなも	大型の浴室に据え置き型リフターを設置。シャワーキャリー上にて体洗可。座面上部が土台より分離し、つり上げ式リフターにより浴槽内まで移動可。 洗体用ストレッチャーも設置。（ストレッチャーでの入浴は不可）	500円	○移動式介助用リフター設置 ○事前お湯張りサービス
大津市立障害者福祉センター	シャワーキャリーを利用したシャワー浴が可能。	無料	○浴室暖房あり

- ・各施設とも入浴に必要な物品（タオル・シャンプー等）は持参。
- ・利用するためには個別支援計画が必要。施設利用申し込みが相談支援事業所を通して行う。

資料2

入浴支援調査票

1 調査実施者（記入者）

ふりがな 記入者	所属機関	実施日時	年 月 日
-------------	------	------	-------

2 利用者概況

ふりがな 利用氏名	性別 男・女	年齢 生年月日	() 歳 年 月 日
現住所	〒 -		電 話 - -
障害種別	等級および程度区分		
① 障害名			
② 身体障害者等級	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 ・ 6 ()		
③ 重心認定	あり ・ なし		
④ 療育手帳等級	A1 ・ A2 ・ B1 ・ B2		
⑤ 精神障害者保健福祉手帳等級	1 級 ・ 2 級 ・ 3 級		
⑥ 障害程度区分	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 ・ 6		
⑦ その他			

2 現在のサービス利用状況

--

3 介護者の状況

・ 介護者の有無： <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり

4 住環境及び浴室の状況

・ 生活の場所： <input type="checkbox"/> 自宅（単身） <input type="checkbox"/> 自宅（家族等と同居） <input type="checkbox"/> グループホーム <input type="checkbox"/> ケアホーム
--

5 現在の入浴状況

--

6 希望する入浴支援

1. ヘルプによる自宅入浴 2. 訪問入浴 3. 施設入浴支援 4. ヘルプによる開放入浴施設の利用

入浴支援フローチャート

